議 第 249 号 平成29年11月22日提出

# 熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

# 熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例(昭和52年条例第32号)の一部を次のように改正する。

#### 別表第2中

	Γ					Г
--	---	--	--	--	--	---

	920 円
	1,400 円
	1,900 円
	920 円
	8 円
を	5 円
	1,600円
	490 円
	1,600円
	を

1,300円		1,600円
54 円		77 円
1,600円		1,600円
1,100円		1,300円
1,300円		1,600円
540 円		770 円
540 円		770 円
	J	

に改め、同表備考第5項を次のように改める。

5 使用料算定の基礎となる面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは 0.01メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに0.01平方 メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若し くは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表第2備考に次の1項を加える。

6 1件の使用料が100円に満たないものは、100円とする。

附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

# (経過措置)

2 この条例による改正後の熊本市都市公園条例(以下「新条例」という。)別表第2

の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用の期間に係る 使用料について適用し、施行日の前日までの占用の期間に係る使用料については、 なお従前の例による。

- 3 平成30年度以後の各年度において施行日前から継続して公園を占用している物件について、新条例別表第2の規定により算定した使用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額(この項において「調整後の額」という。)を超える間における当該物件に係る使用料の額は、調整後の額とする。
  - (1) 平成30年度 当該物件についてこの条例による改正前の熊本市都市公園条 例別表第2の規定により算定した使用料の額
  - (2) 平成31年度以後の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定により 算定した使用料の額
- 4 前項の規定によるそれぞれの使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを 切り捨てる。

# (提出理由)

都市公園の占用に係る使用料につき、道路の占用料に準じて改定をする等のため、 所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。